

高知地裁第 205 法廷 第 1 回口頭弁論

2020.3.30 提訴！ ビキニ労災訴訟

救済の道を求めて

14 名の原告団が、全国健康保険船員保険部が労災申請を却下したことの取り消しを求める裁判と、もう一つは日本政府が 1955 年 1 月に米国との見舞金 200 万ドルで政治決着を図り、国際法に違反して水爆実験を行った米国へ損害を求める権利を奪ったことに対して、憲法 29 条に基づいて損失補償を求める裁判です。原告 2 人が意見陳述を行います。

コロナ禍です。マスク着用で、ご参加ください。

裁判

7 月 31 日(金) 10:00~

集合 9 時 10 分 (傍聴者が多い場合、抽選が行われます)

裁判終了後、そのまま会場に移動します。

ところ オーテピアホール 高知市追手筋 2 丁目 1-1

とき 10 時 45 分より (予定)

報告集会

主催：太平洋核被災支援センター

ビキニ労災訴訟を支援する会

連絡先：高知県原水協 TEL：088-823-8334



高知地裁へ提訴 2020. 3. 30

撮影：岡村啓佐

報告集会

- 1 労災申請の経過報告
- 2 弁護団よりビキニ労災訴訟の意義と争点について
- 3 原告団からの発言
- 4 その他